

日本に暮らす難民と「就労」

社会福祉法人 さぽうと21

学習支援室コーディネーター

矢崎 理恵

- 1 さぽうと 2 1 とは
- 2 日本に暮らす「難民」
- 3 日本で働く「難民」
- 4 企業への期待

さぽうと 2 1 とは

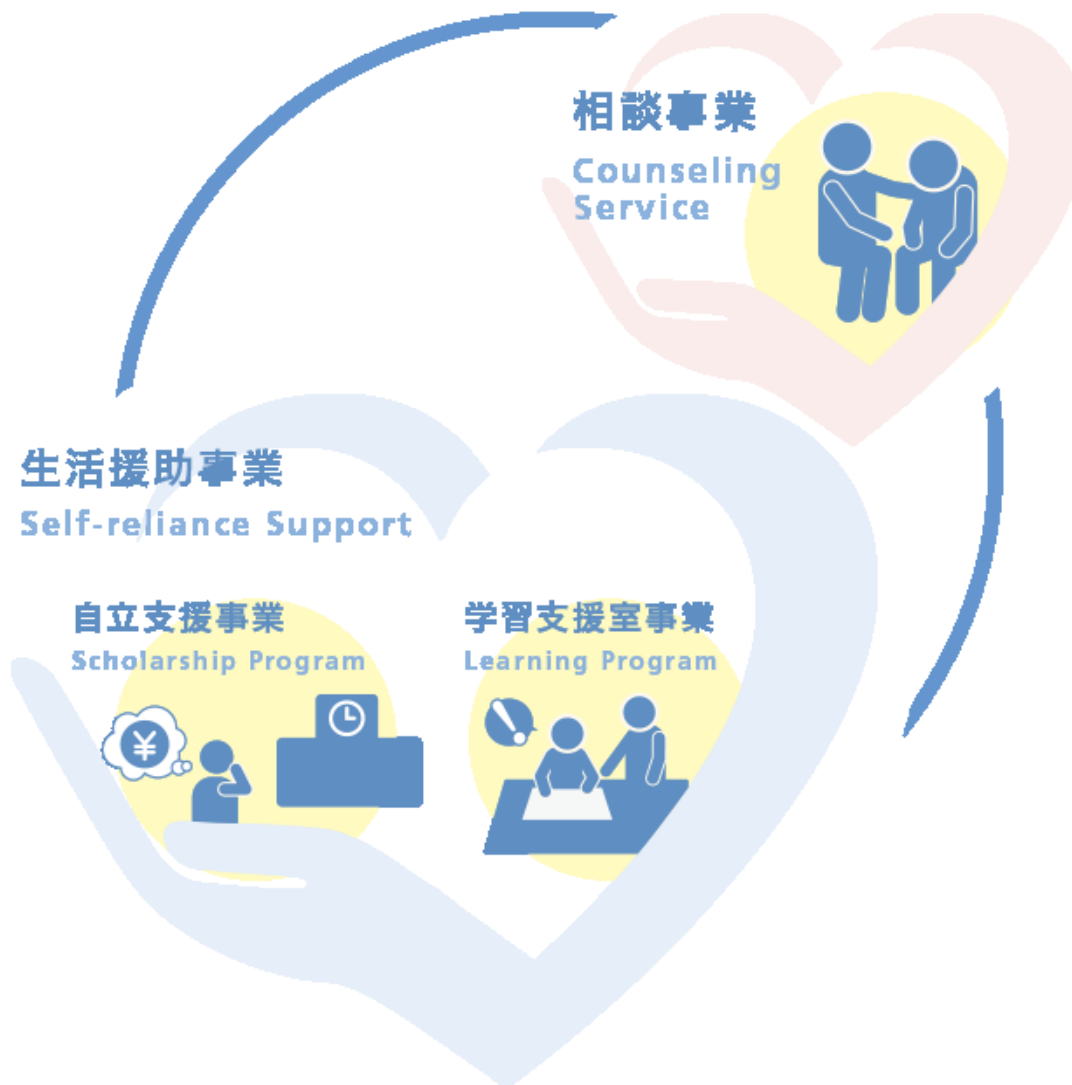
さぽうと21とは



インドシナ難民 の日本での定住支援を目的として、1979年に設立された「インドシナ難民を助ける会」（現 AAR Japan [難民を助ける会]）の国内事業を引き継ぎ、1992年に社会福祉法人として設立されました。

写真) 創設者： そうま ゆきか **相馬 雪香**

わたしたちの活動



就学支援金を支給



**毎年約50余名の高校生、大学生、専門学校生、大学院生等に、
返還義務のない就学支援金を支給しています。（写真は夏の研修会）**

学習支援室を毎週開催



日本語 や パソコン、小中学校の学校科目 などの学習で、
ボランティア講師と学習者が、毎週 100名近く集います

日本に暮らす「難民」

「難民」ってどんなひと？

- **インドシナ難民**
- **条約難民**
- **第三国定住難民**

インドシナ難民

1975年のベトナム戦争 終結前後 の混乱の中、**インドシナ3国**
(ベトナム・ラオス・カンボジア) で発足した新しい政治体制
を拒否して国外へ脱出した人々 (ボートピープル)



© UNHCR/8268/1978/K.Gaugler

11,319人

難民事業本部 統計
(1978年 ~ 2005年末)

* 2005年12月末で受け入れ終了

条約難民

難民条約に定義された 難民の要件に該当する と判断された人

© UNHCR/A.D'Amato

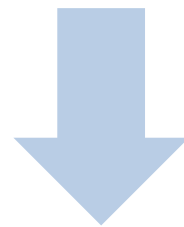
688人 (その他に人道配慮「在留特別許可」) **2,543**人

(法務省 統計 : 1982年 ~ 2015年)

「難民」の定義

難民の定義

難民とは、人種・宗教・国籍 もしくは 特定の 社会的集団の 構成員 であること 又は 政治的意見 を理由に 迫害 を受けるか、そのおそれがあることから、国籍国の保護を受けられない、またはそれを望まない者



日本は、1981年 に 難民条約 加入

第三国定住難民

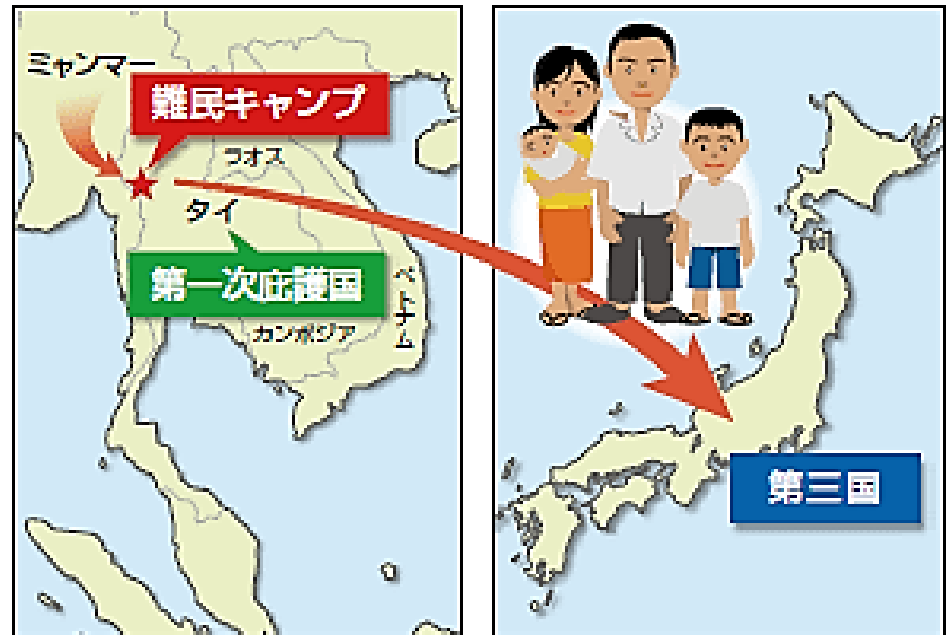
母国を逃れ、**難民キャンプ**などで一時的な庇護を受けている難民が、受け入れに合意した別の**第三国**に移り住み、定住するという事業。（5年間のパイロットケースを経て、2015年度から本格実施）

↓

31家族 **123**名

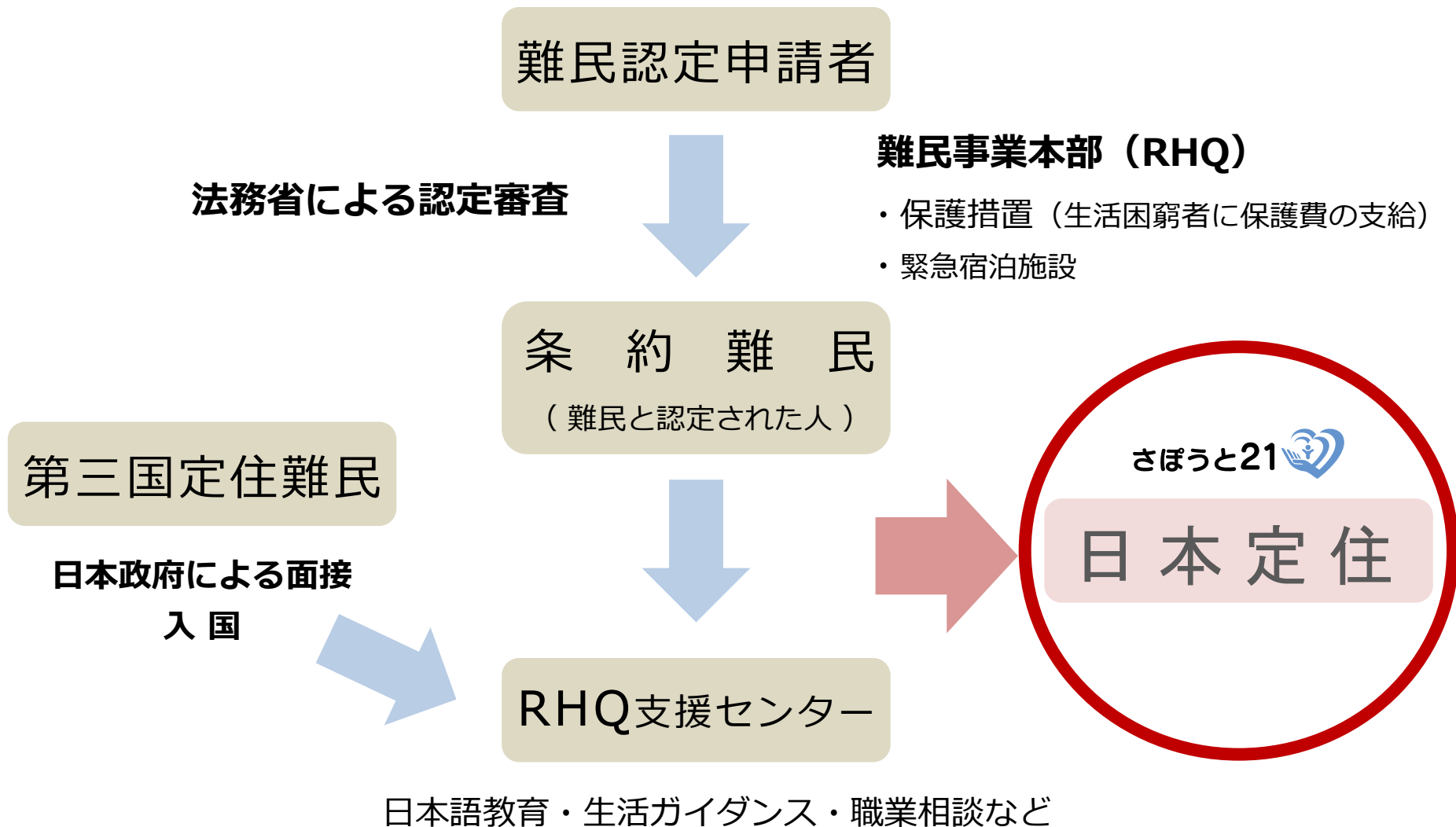
(2010年～2016年)

* 三重県、埼玉県、千葉県等に定住

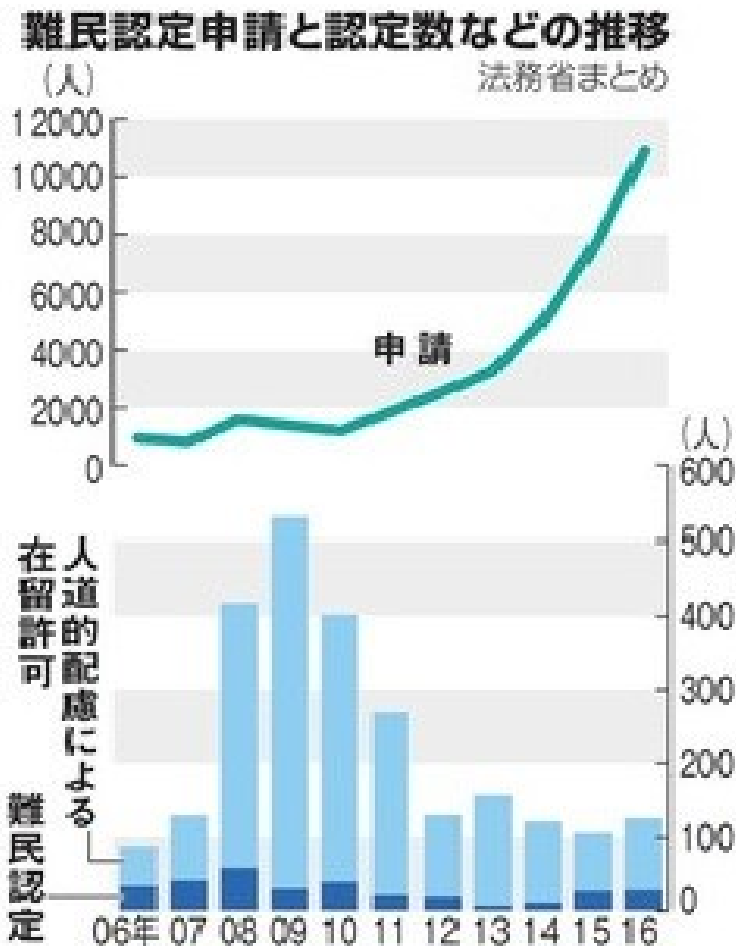


難民事業本部：<http://www.rhq.gr.jp/japanese/know/daisangoku.htm>

日本に「定住」するまで



現在の状況



難民認定申請と認定数などの推移

【平成28年】

- ◆ 難民申請者数
10,901人
- ◆ 不服申し立て数
5,197人
- ◆ 難民認定数
28人
- ◆ 人道配慮による在留許可数
97人

現在の状況

難民申請数上位10か国

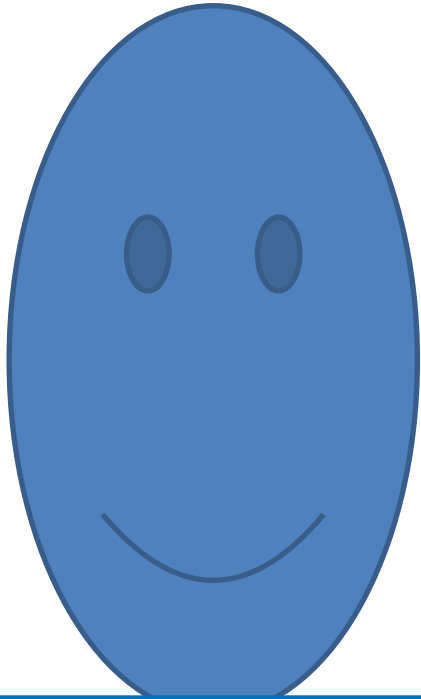
①	インドネシア	1,829人
②	ネパール	1,451人
③	フィリピン	1,412人
④	トルコ	1,143人
⑤	ベトナム	1,072人
⑥	スリランカ	938人
⑦	ミャンマー	652人
⑧	インド	470人
⑨	カンボジア	318人
⑩	パキスタン	289人

難民認定数上位4か国

①	アフガニスタン	7人
②	エチオピア	4人
③	エリトリア	3人
④	バングラデシュ	2人

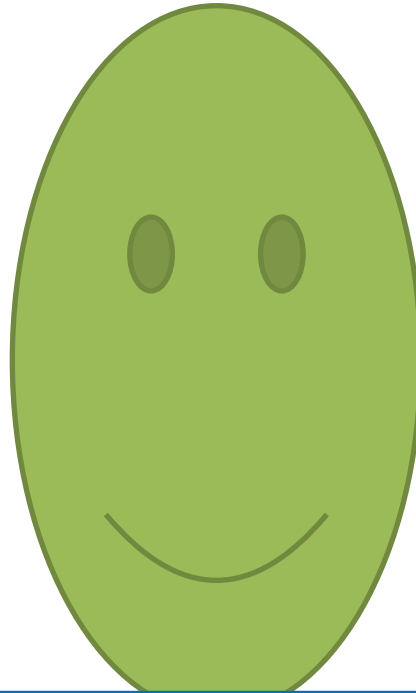
日本に働く「難民」

インドシナ難民 第二世代



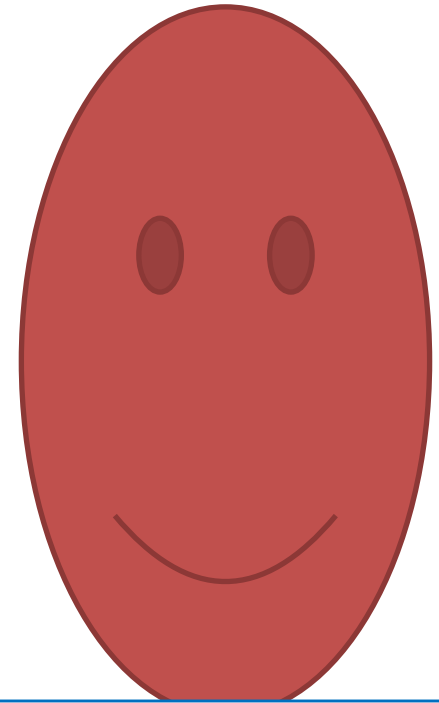
マレーシア生まれ/ベトナムにルーツ

- 理工系大学
- 国立大学大学院
- 外資系IT企業



日本生まれ/ベトナムにルーツ（無国籍）

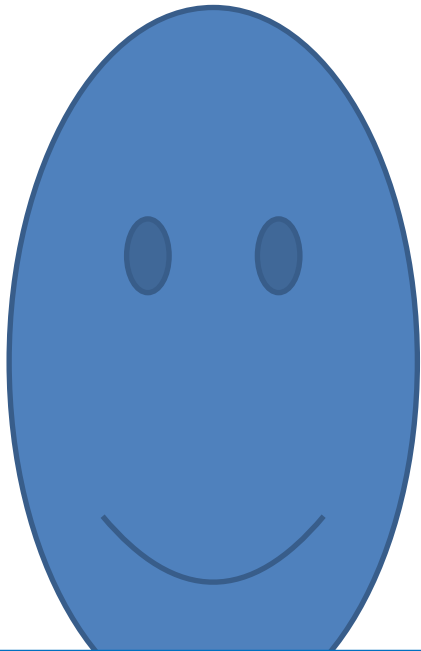
- 国立大学教育研究科
- 番組制作会社ディレクター



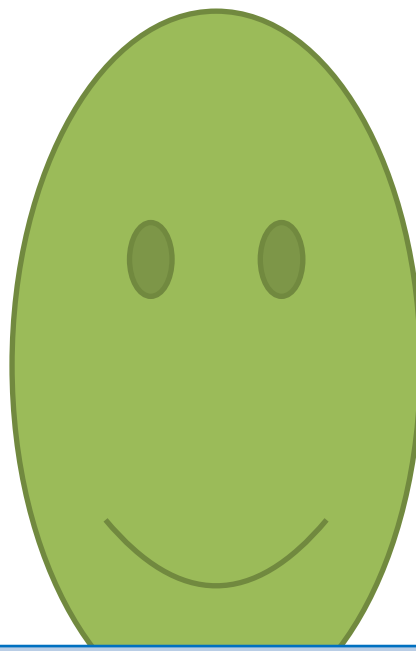
14歳で来日/カンボジアにルーツ

- 専門学校（福祉）
- 就職→専門学校（自動車整備）→就職
- 空港の保安検査員に

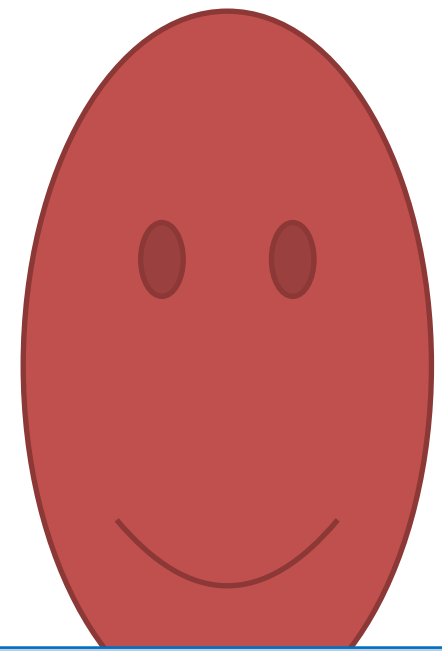
条約難民 第一世代



1990年代、21歳で来日（大学中退）/ミャンマーにルーツ・一児の母
→在留資格を得た後、職業能力開発センターで学ぶ→某企業で正規採用され、現在に至る




1990年代、妻と共に来日（元大学教員）
→時給580円の肉体労働からのスタート→飲食業界に転職→某飲食系企業で店舗総括マネージャーを務める



2007年、来日/ミャンマーにルーツ
→難民認定後、定住支援プログラム終了
→某アパレル企業の難民雇用プログラムで採用され、同社初の正社員に

条約難民 第一世代

An illustration of several stylized, colorful faces representing diverse people. Two blue speech bubbles are overlaid on the faces. The first bubble, on the left, contains the text 「履歴書」を書いた経験のある人はとても少ない. The second bubble, on the right, contains the text 同じ境遇にある同国（民族）人からの「紹介」により仕事に就く.

「履歴書」を書いた経験のある人はとても少ない

同じ境遇にある同国（民族）人からの「紹介」により仕事に就く

- ・焼肉屋
- ・居酒屋
- ・（大学等）食堂
- ・コンビニ
- ・弁当工場
- ・スーパー
- ・そば屋
- ・クリーニング工場
- ・清掃
- ・ベッドメイキング
- ・レストラン（自営）
- ・介護施設
- ・自動車関係
- ・靴工場
- ・土建業

条約難民 第二世代



日本企業か？外資系か？

「日本人でもない」「留学生でもない」自分は、どのように就職のステップを踏んでいったらよいのか？

18歳で、高校卒業後、父親の呼び寄せで来日
→難民高等教育プログラムで大学卒業→就職活動への戸惑いもあり、大学院進学

中学校の時に、両親の呼び寄せで来日→定時制高校卒業後、1年間職業訓練校でITデザインを学ぶ→某広告会社に正規採用、現在に至る

日本生まれ
→大学「合格後」に学費の工面を始める→在学中の学費を全額借金で賄い、現在大学で勉強
→就職活動は大丈夫？

企業への期待

なぜ難民を受け入れるのか

難民の受け入れは人道主義の実践。

当事者のニーズに配慮しながら、人生を改めて設計し、その希望を叶える機会を提供する。

難民の受け入れは、平和と公正の価値を重んじ、その達成に向けて国際社会と連携しようとする姿勢の表れ。

国際的な負担の共有という責任の遂行でもある。

難民の受け入れは、ホスト社会に活力と多様性をもたらす。

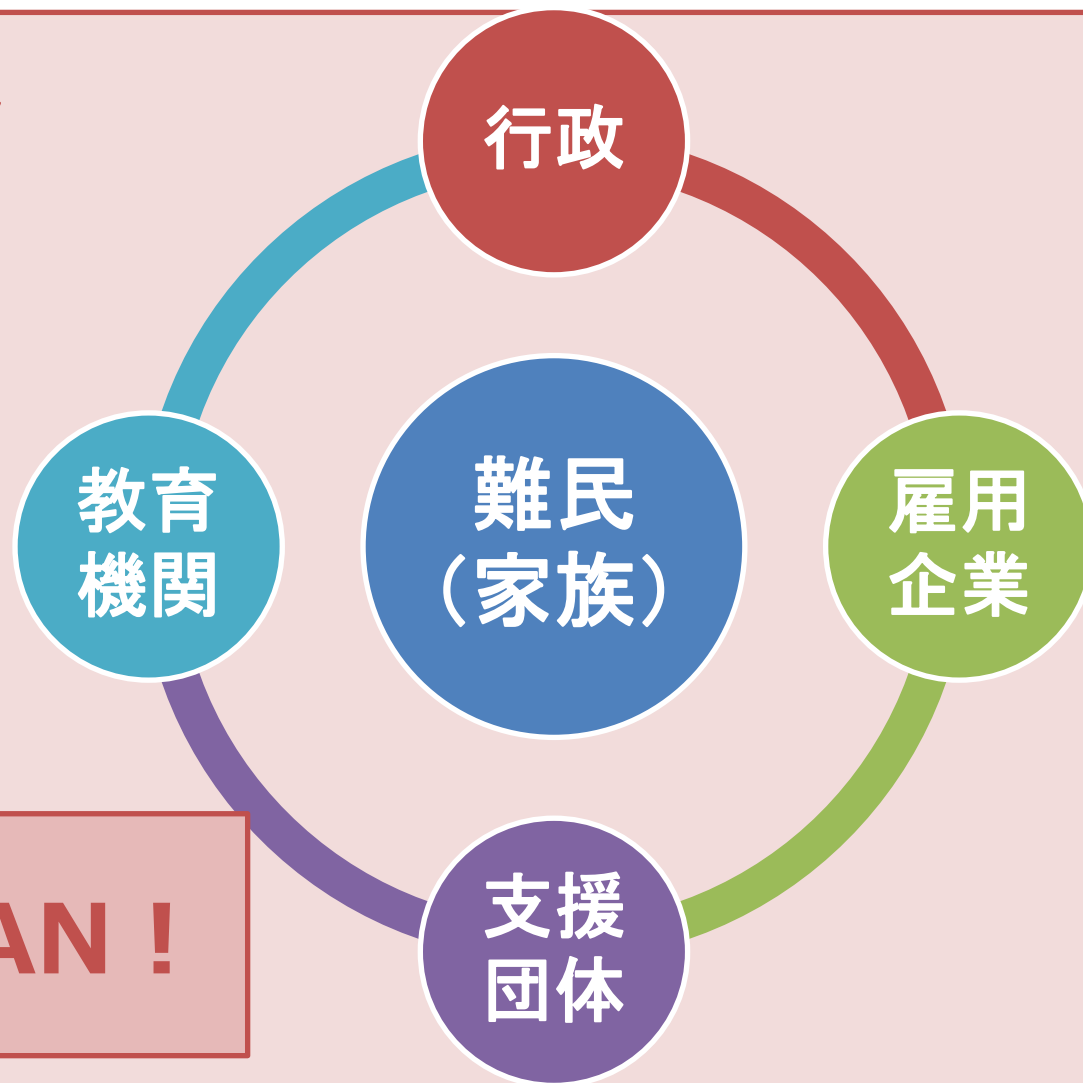
難民のもつ潜在性を評価し、自立を助け、能力を開花させることで、互恵的な関係を築くことができる。

日本は、難民の受け入れにより国際社会からの期待に応え、その取り組みの経験を多方面に発信することで、人道、平和、公正を尊ぶ日本というイメージをいっそう高めていくことができる。

(『よりよい難民受入れにむけて 難民の地域定住支援ガイドブック』(笹川平和財団2016)より)

いかに難民を受け入れるのか

地域社会



ALL JAPAN !

難民を受け入れる地域の姿勢

①無政策 (Non-policy)	移住者や少数者は、都市にとって無関係または一時的な現象で、歓迎されない存在とみなされ、対応する必要性が認識されない。
②ゲストワーカー政策 (Guestworker policy)	移住者は一時的な労働力であり、いずれは出身国に戻る存在とみなされる。従って短期的で、移住者の市民への影響を最小限にするような対策がとられる。
③同化政策 (Assimilationist policy)	移住者や少数者は永住者として受け入れられるが、できるだけ早く同化することが想定される。受入れコミュニティの文化規範との違いは奨励されず、その国の一体性に対する脅威と見なされる場合には抑圧される。
④多文化政策 (Multicultural policy)	移住者や少数者は永住者として受け入れられる。受入れコミュニティの文化規範との違いは、法や制度によって奨励、保護され、反人種主義活動によって支援される。ただし、場合によっては分離や隔離が助長されるリスクを負う。
⑤多文化共生政策 (Intercultural policy)	移住者や少数者は永住者として受け入れられる。受入れコミュニティの文化規範との違いを有する権利は法や制度によって保障される一方、共通の立場や相互理解、共感を生み出す政策、制度や活動が高く評価される。

難民を採用する時に・・・

「難民」を単なる「労働力」とみなすか

「難民」を単なる「国際社会への貢献の証」とみなすか

あるいは

「難民」を「有益な人材（候補）」として期待し、

育てていくか

難民を採用する時に・・・

- ① 自国の保護を受けられない
- ② 自国に滞在することが難しい
- ③ 「英語が話せる」わけではない
- ④ 教育が中断しているケースも多い
- ⑤ 出自や写真などをオープンにできない場合も多い
- ⑥ こころの傷を負っている場合もある
- ⑦ 「日本」を選択して来たわけでもない

難民を採用する時に・・・

① 自国の保護を受けられない

某国との「はしわたし」には当面なら
ない・なれない・むしろ「障害」に

② 自国に滞在することが難しい

③ 「英語が話せる」わけではない

潜在能力はともかく、すでに高い能
力を備えてるとは限らない

④ 教育が中断しているケースも

⑤ 出自や写真などをオープンに

広報に使えるケースはまれ

⑥ こころの傷を負っている場合も

社会とのかかわり、日本との関わりに
ついても、「ゼロ」もしくは「マイナス」
からのスタートとなる

⑦ 「日本」を選択して来たわけ

難民を採用するために・・・

1 個人(難民)がもっている能力を高める

- ・企業内に何かしら人材育成の既存のリソースがあるのか
- ・どうすればそうしたリソースが利用可能となるのか
- ・日本語教育をどのように行うのか

2 環境を整える

- ・(ボトムアップではスタートしない)
いかにトップダウンで企業全体の積極的関与の空気を生み出すのか
- ・どのように様々な社内外の情報、社内外のシステムの共有をはかっていくのか
 - 自社の「社内文化」、「社内ルール」、「伝達の方法」・・・
 - 自社の掲げる「ミッション」、「目指すところ」、「課題」・・・
- ・いかに「誰にでもわかりやすい」コミュニケーションを行うのか
- ・誰が内外の「調整」をしていくのか、「メンター」の役割は誰が背負うのか

難民を採用することで・・・

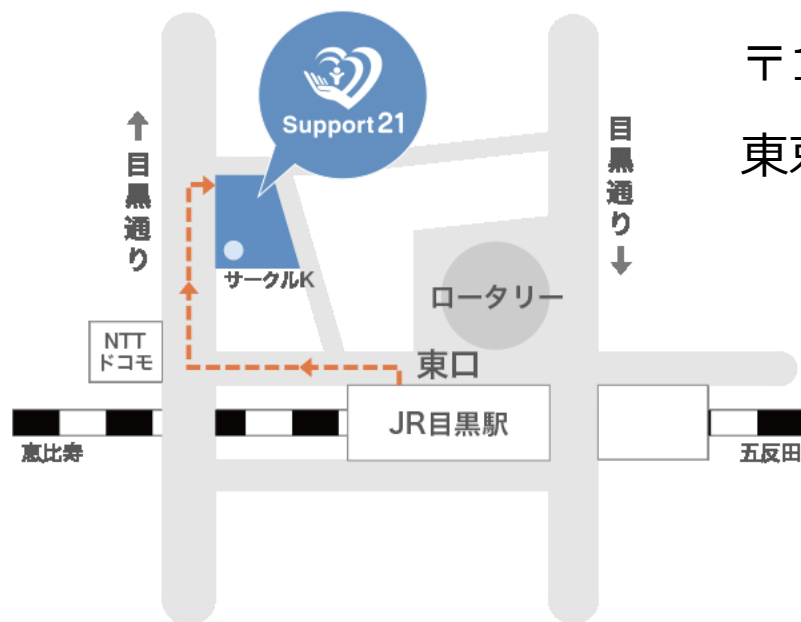
- 1 難民受け入れという国際社会の大きな課題に、直接的、具体的にに関わり、責務を果たすことができる
- 2 難民の方々も働きやすい環境は、難民以外の社員にとっても働きやすい環境となるはず
- 3 企業が変わり、社員の意識が変わることで、社員の属する「家庭」や「地域」も変わることができる

改めての問いかけ・・・

「難民」を採用しますか？　しませんか？

お問い合わせ

社会福祉法人さぽうと21



〒141-0021

東京都品川区上大崎2-12-2ミズホビル6階

TEL : 03 - 5449 - 1331

E-mail : info@support21.or.jp

平日 10:00 ~ 18:00

さぽうと21



Support 21 Social Welfare Foundation